

# 安全運転管理者等講習実施要領の制定について

(昭和54年3月22日甲通達運一第11号)

安全運転管理者講習については、昭和47年4月1日から実施してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(昭和53年法律第53号)により副安全運転管理者制度が新たに設けられ、公安委員会は、安全運転管理者に対する講習にあわせて副安全運転管理者に対する講習も実施することになった。

また、これを機に公安委員会は、直接実施してきた講習を道路交通法施行規則第38条の2に規定するものに委託して実施することとした。

このため、安全運転管理者講習の実施に関する規程(昭和47年静岡県公安委員会規程第5号)が廃止され、新たに安全運転管理者等講習の実施に関する規程(昭和54年静岡県公安委員会規程第4号)が制定されたが、この実施細目として安全運転管理者等講習実施要領を別添のとおり定め、昭和54年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用を図りたい。

なお、昭和47年甲通達交企第25号「安全運転管理者講習実施要領の制定について」は、廃止する。

別添

## 安全運転管理者等講習実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、安全運転管理者等講習の実施に関する規程(昭和54年県公委規程第4号。以下「規程」という。)第14条の規程に基づき、安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)に対する講習(以下「講習」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 申請書の経由

講習の委託を受けようとする者が、講師承認申請書(規程別記様式第1)又は講師委嘱申請書(規程別記様式第2)を公安委員会に提出するときは、県本部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)を経由して行うものとする。

### 第3 講習科目等に対する基準

規程第6条第2号に定める基準は、安全運転管理者等講習の講習科目及び講習時間割りに関する基準(別表)のとおりとする。

### 第4 講習事務の取扱い

#### 1 年間計画の作成

講習の委託を受けた者(以下「講習受託機関」という。)は、規程第10条に定めるところにより講習の年間計画を作成したときは、交通企画課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

#### 2 教案の作成

講習受託機関は、「安全運転管理者等講習の講習科目及び時間割りに関する基準」に準拠して教案を作成し、又は変更したときは、交通企画課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

#### 3 月間計画の作成

(1) 講習受託機関は、毎月25日までに翌々月の講習実施日時及び場所を安全運転管理

者等講習実施計画（様式第1号）により交通企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

- (2) 交通企画課長は、毎月末までに前記(1)の「安全運転管理者等講習実施計画」を署長に通知するものとする。

#### 4 講習通知

- (1) 講習受託機関は、規程第7条に定める安全運転管理者・副安全運転管理者講習通知書に、講習の日時又は場所、自動車の使用者等必要事項を記載し、講習日のおおむね1か月前に自動車の使用者に到着するよう通知するものとする。
- (2) 安全運転管理者等から講習の日時又は場所の変更の申出があったときは、できるだけその者の利便を図るものとする。

#### 5 受講者名簿の作成

講習受託機関は、安全運転管理者等講習受講者名簿（様式第2号）を作成し、受講者の出欠状況を明確にしておくものとする。

#### 6 修了証の交付

規程第9条に定める安全運転管理者等講習終了証の交付は、原則として講習終了後行うものとする。

#### 第5 受講の勧奨

署長及び講習受託機関は、安全運転管理者等に対して講習を受けるよう勧奨するものとする。

#### 第6 講師の研修

講習受託機関は、講師に対し講習の内容に関する知識及び講習の技術について随時必要な研修を実施して講習の効果を高めるように努めるものとする。

#### 第7 講習申出書の送付

講習受託機関は、規程第8条に基づき、受講者から提出された講習申請書に貼付された県証紙に消印を押すとともに、これを速やかにとりまとめ、交通企画課長を経由して公安委員会に送付するものとする。

#### 第8 講習実施状況の報告

講習受託機関が公安委員会に対して行う講習の実施状況報告は、翌月5日までに交通企画課長を経由して行うものとする。